

神戸大学医学部附属病院医療連携機関登録制度実施要領

(目的)

第1条 神戸大学医学部附属病院医療連携機関登録制度（以下「登録制度」という）は、神戸大学医学部附属病院（以下「本院」という）と地域医療機関が連携を深め、患者の紹介・逆紹介等を円滑に行うことのできる体制の整備を図り、以って医療機関の機能分化を推進する目的の制度である。

(連携施設)

第2条 神戸大学医学部附属病院医療連携施設以下「連携機関」という）として登録出来る機関は、いずれかの項目に該当し、且つ患者支援センター運営委員会で承認された医療機関とする。

- (1) 本院の医療連携の趣旨に賛同し、連携協力を積極的に行うことのできる医療機関
- (2) 本院のいずれかの診療科から推薦を得た医療機関

(連携内容)

第3条 本院と連携施設との連携内容は、次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 本院及び連携施設は、患者の症状に応じた最適な医療施設で治療を行うため、紹介・逆紹介を行う。
- (2) 本院は、連携施設に対して「神戸大学医学部附属病院医療連携機関登録証」（以下「登録証」）を発行する。
- (3) 本院は連携施設名を院内および本院ホームページに掲示し、院内に連携施設紹介の紙媒体を設置する。連携施設は施設内に登録証を掲示できるものとする。双方は、地域医療連携における機能分担について、患者に周知を行う。
- (4) 本院は、連携を円滑に行うため、広報誌の送付や交流会の開催により、院内情報を優先的に提供し、連携体制の強化に努める。

(登録期間)

第4条 登録期間は、登録日からその年度末までとする。ただし、いずれか一方から何等かの意思表示がない場合には、さらに1年間延長し、以後の更新についても同様とする。

(登録手続き)

第5条 登録に関する事務は、患者支援センターが執り行う。

附則

この要領は、令和2年11月30日から施行する。

附則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。